

議案第 号

白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険税条例（昭和 29 年白岡町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100 分の 7.04」を「100 分の 7.15」に改める。

第 4 条中「28,400 円」を「33,600 円」に改める。

第 5 条中「100 分の 2.41」を「100 分の 2.54」に改める。

第 6 条中「14,700 円」を「15,200 円」に改める。

第 7 条中「100 分の 2.21」を「100 分の 2.25」に改める。

第 8 条中「15,400 円」を「15,800 円」に改める。

第 20 条第 1 項第 1 号ア中「19,880 円」を「23,520 円」に改め、同号イ中「10,290 円」を「10,640 円」に改め、同号ウ中「10,780 円」を「11,060 円」に改め、同項第 2 号ア中「14,200 円」を「16,800 円」に改め、同号イ中「7,350 円」を「7,600 円」に改め、同号ウ中「7,700 円」を「7,900 円」に改め、同項第 3 号ア中「5,680 円」を「6,720 円」に改め、同号イ中「2,940 円」を「3,040 円」に改め、同号ウ中「3,080 円」を「3,160 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「4,260 円」を「5,040 円」に改め、同号イ中「7,100 円」を「8,400 円」に改め、同号ウ中「11,360 円」を「13,440 円」に改め、同号エ中「14,200 円」を「16,800 円」に改め、同項第 2 号ア中「2,205 円」を「2,280 円」に改め、同号イ中「3,675 円」を「3,800 円」に改め、同号ウ中「5,880 円」を「6,080 円」に改め、同号エ中「7,350 円」を「7,600 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和 6 年 1 2 月 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民健康保険税の税率を改定するため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。